

## 「北薩地域 地域振興の取組方針」見直しに係る地域懇談会設置要綱

### (設置)

第1条 平成31年3月に策定された「北薩地域 地域振興の取組方針」(以下「取組方針」という。)について、「かごしま未来創造ビジョン」の改訂を踏まえた見直しについて必要な助言を得るため、「北薩地域 地域振興の取組方針」見直しに係る地域懇談会(以下「地域懇談会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 地域懇談会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 取組方針の見直しに当たっての協議・助言等
- (2) その他鹿児島県北薩地域振興局長(以下「北薩局長」という。)が特に必要と認めること。

### (組織)

第3条 地域懇談会は委員16人程度で組織する。

2 委員は、北薩地域振興局管内の様々な分野で活動されている方のうちから北薩局長が指名し委嘱する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から地域懇談会が解散するときまでとする。

### (地域懇談会)

第5条 地域懇談会の会議(以下「会議」という。)は、北薩局長が招集する。

2 会議における座長は北薩局長とし、議事を整理するほか、会務を総括する。

3 座長が不在のときは、鹿児島県北薩地域振興局総務企画部長がその職務を代行する。

4 会議には、必要に応じ関係職員を出席させ、関係事項について説明をさせ、又は意見を述べさせることができる。

5 北薩局長が必要と認める場合は、会議に委員以外の者を出席させて意見を述べさせ、又はその他の方法により委員以外の者に意見を述べさせることができる。

### (報償費及び旅費)

第6条 委員及び前条第5項の規定により用務に従事した者には、報償費及び旅費を支給することができる。

### (会議の公開)

第7条 会議は公開を原則とするが、会議で協議の上、非公開とすることができる。

### (庶務)

第8条 地域懇談会の庶務は、鹿児島県北薩地域振興局総務企画部総務企画課において処理する。

### (雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、地域懇談会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

### (解散)

第10条 地域懇談会は、令和5年3月31日をもって解散する。

### 附 則

この要綱は、令和4年7月5日から施行する。

「北薩地域 地域振興の取組方針」見直しに係る地域懇談会 委員名簿

番号	所属・役職	氏名
1	阿久根市子ども・子育て会議委員 (蓮華保育園園長)	<small>いとお あきひろ</small> 飯尾 章寛
2	薩摩川内市観光物産協会代表取締役社長	<small>いりゆう ひろし</small> 井龍 大
3	北薩森林組合参事	<small>いわした まこと</small> 岩下 誠
4	東町漁業協同組合参事	<small>かわばた まさる</small> 川畑 成
5	在宅保健師	<small>きたむら じゅんこ</small> 北村 純子
6	鹿児島純心女子大学 人間教育学部教授	<small>しま たつひさ</small> 島 立久
7	薩摩川内市企業連携協議会理事長 (株)岡野エレクトロニクス 代表取締役社長)	<small>たなか ひろし</small> 田中 博
8	薩摩川内市竹バイオマス産業都市協議会会長 (中越パルプ工業株式会社川内工場長)	<small>とみた まこと</small> 富田 実
9	さつま町民生委員・児童委員連絡協議会 宮之城中央支部	<small>ながた</small> 永田 まり
10	社会福祉法人阿久根市社会福祉協議会会長	<small>にしだ こうさく</small> 西田 幸作
11	女性農業経営士(畜産)	<small>ふかみず みさこ</small> 深水 美佐子
12	薩摩郡医師会会長	<small>ほりのうち と き</small> 堀之内 都基
13	鹿児島県建設業協会青年部会出水支部長 (株式会社大塚建設 代表取締役)	<small>ほりのうち ゆういち</small> 堀之内 裕一
14	女性農業経営士(果樹)	<small>みやわき ひろこ</small> 宮脇 博子
15	出水市地域おこし協力隊	<small>やまかわ あつこ</small> 山川 温子
16	東シナ海の小さな島ブランド株式会社 代表取締役社長	<small>やました けんた</small> 山下 賢太

※ 50音順